# 令和8年度

秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項

秋田県教育委員会

# 令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜関係日程

月日	曜日	事    項	提出者	提出先	様式
1/30	金	学習成績一覧表提出締切り (正午)	中学校長	高校教育課長	WEB出願システムに よる
2/2	月	1次募集出願開始(午前9時)	中学校長	志願先高校長	WEB出願システムに よる
2/5	木	同上締切り (正午)			
2/9	月	1次募集志願先変更開始(午前9時)	中学校長	志願先高校長	WEB出願システムに よる
2/12	木	同上締切り (正午)			
2/13	金	調査書提出開始	中学校長	志願先高校長	WEB出願システムに よる
2/17	火	同上締切り			
2/20	金	通信制の課程 第一次出願開始 (午前9時)	中学校長	志願先高校長	所定用紙による
~2/25	水	1 次募集の受検票発行、面接時間の通知	志願先高校長	中学校長	WEB出願システムに よる
2/27	金	通信制の課程 第一次出願締切り (午後4時)			
2/27	金	保護者の転勤等に係る出願締切り(正午)			
3/4	水	1 次募集学力検査等実施日			
3/5	木	通信制の課程 第一次面接実施日			
3/9	月	通信制の課程 第一次合格者発表			
3/10	火	1 次募集学力追検査等実施日			
3/13	金	1 次募集合否通知			WEB出願システムに よる
3/16	月	2次募集出願開始(午前9時)	中学校長	志願先高校長	WEB出願システムに よる
3/17	火	同上締切り(午前11時)、2次募集の受検票発行			
3/17	火	通信制の課程 第二次出願開始 (午前9時)	中学校長	志願先高校長	所定用紙による
3/19	木	2次募集面接等実施日			
3/24	火	2次募集合否通知			WEB出願システムに よる
3/25	水	通信制の課程 第二次出願締切り(午後4時)			
3/27	金	通信制の課程 第二次面接実施日			
3/31	火	通信制の課程 第二次合格者発表			

# 目 次

□ 1次募集の各選抜に共通すること	1
I 全日制の課程	2
【1次募集】	
1 特色選抜	2
2 一般選抜	6
【2次募集】	10
Ⅱ 定時制の課程	11
【1次募集】	
1 特色選抜	11
2 一般選抜	12
【2次募集】	13
Ⅲ 通信制の課程	14
IV 付記 ······	15
付記1 本県と青森県、岩手県の県境隣接地域居住者の出願	15
付記2 保護者の転勤等に係る出願	19
付記3 海外帰国生徒等入学者選抜に係る出願	20
付記4 受検に際して特別な配慮を必要とする障害等のある生徒の出願	21
V 諸用紙	22
様式(1) 志願理由書	22
様式(2) 活動報告書	23
様式(3) 受検票	24
様式(4) 海外帰国生徒等入学者選抜出願承認願	25
様式(5) 海外在住状況報告書	26

<b>†</b>	<b></b>	受検に係る特別配慮申請書		· 27
<b>†</b>	<b></b>	受検に係る特別配慮通知書		· 28
VI	出願手約	売の流れ		· 29
VII	調査書及	び学習成績一覧表作成要領		. 30
VIII	別表 …			. 33
	〔別表1〕	令和8年度秋田県公立高等	学校募集定員等	. 33
	〔別表2〕	選抜別募集人員及び特色選	抜の配点等	· 35
	〔別表3〕	2次募集における作文及び	実技	. 39
Ē	調査書 (核	<b>養式 A</b> )		• 40

### 令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項

秋田県立各高等学校及び秋田市立各高等学校(以下「高等学校」という。)の令和8年度入学者選抜(1次募集、2次募集)は、本要項によって実施する。

#### □ 1次募集の各選抜に共通すること

1 秋田県公立高等学校入試WEB出願システム(以下、「WEB出願システム」という。) への登録

中学校及び高等学校入学志願者はWEB出願システムに出願情報を登録する。

#### 2 くくり募集と部

(1) 次の高等学校において、くくり募集を実施する。

大館鳳鳴高等学校、能代高等学校、秋田高等学校、横手高等学校及び湯沢高等学校の普通科と理数科、大館桂桜高等学校の普通科と生活科学科、能代松陽高等学校の普通科と国際コミュニケーション科、由利高等学校の普通科と理数科と国際科、六郷高等学校の普通科と福祉科、能代科学技術高等学校の機械科と電気科と建設科、生物資源科と生活福祉科。

(2) 大館鳳鳴高等学校定時制の課程の普通科 I 部(昼間の部)、普通科 II 部(夜間の部)、秋田明徳館高等学校定時制の課程の普通科 I 部(午前の部)、普通科 II 部(午後の部)、普通科 II 部(存間の部)、角館高等学校定時制の課程の普通科 I 部(午前の部)、普通科 II 部(午後の部)及び横手高等学校定時制の課程の普通科 I 部(昼間の部)、普通科 II 部(夜間の部)の志願に当たっては、各部を学科とみなして取り扱う。

#### 3 調査書と学習成績一覧表

中学校長は、志願者について必要事項を記載した調査書をWEB出願システムにより、志願 先高等学校長に提出する。

学習成績一覧表は、令和8年1月30日(金)正午までに、WEB出願システムにより、高校教育課長に提出する。ただし、卒業した者及び県外からの志願者については提出を要しない。調査書は、令和8年3月卒業見込みの者については令和7年12月31日現在、卒業した者については卒業年度末現在で記載するものとする。

なお、調査書及び学習成績一覧表の作成については、「Ⅲ 調査書及び学習成績一覧表作成 要領 | (30ページ) によるものとする。

#### 4 入学検定料

全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円である。特色選抜、一般選抜の各選抜及びその両方を併願する場合も同一の入学検定料である。

WEB出願システムに志願先登録後、クレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれかにより納付する。

#### 5 ホームページでの情報提供

「求める生徒像及び選抜方法等」等の入学者選抜に関する各高等学校の情報は、令和7年9月30日(火)までに、各校のホームページに公表する。また、志願状況等についても随時公表する。なお、各校の「求める生徒像及び選抜方法等」については、秋田県教育委員会のホームページにも公表する。

#### 6 秋田市立御所野学院高等学校の入学者選抜

秋田市立御所野学院高等学校では、本実施要項に基づき、1次募集を実施する。

また、これとは別に、秋田市立御所野学院中学校3年生を対象とする学校独自の連携型中高一貫入学者選抜が1次募集学力検査日以前に実施される。連携型中高一貫入学者選抜については、秋田市教育委員会のホームページを参照のこと。

# I 全日制の課程

### 【1 次 募 集】

### 1 特色選抜

#### 1 募集人員

- (1) 募集人員については、「別表1」(33ページ、34ページ)のとおりとする。
- (2) 県外居住者の入学者数は、1次募集全体で各学科の募集定員の15%を上限とする。
  - ※ ただし、男鹿海洋高等学校、矢島高等学校、角館高等学校においては、「地域みらい留学」 に参加していることから、県外居住者の入学者数は、1次募集全体で各学科の募集定員の 30%を上限とする。

#### 2 出願資格

次の(1)と(2)に該当する者とする。県外居住者も出願することができる。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を令和8年3月卒業見込みの者 (中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校 とは特別支援学校中学部等である。)
- (2) 高等学校が示す「求める生徒像」及び「出願の条件」を満たしている者

#### 3 出願手続

- (1) 出願は一人1校(分校や地域校も1校とする。) 1学科に限るものとする。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、出願に必要な志願者等の情報及び志願先の学校・学科等の情報(以下、「出願情報」という。) を登録し、入学検定料の納付を行い、中学校に出願情報を提出する。
- (3) 中学校は、出願確認書により志願者及び保護者に出願情報の確認を行う。
- (4) 出願手続は中学校長を経て行う(29ページ参照)。
- (5) WEB出願システムにより、志願先高等学校長に提出する書類は次のとおりとする。
  - ア 志願理由書(様式(1))
  - イ 活動報告書(志願先高等学校が提出を求めている場合)(様式(2))
  - ※ 中学校は、ア及びイについて、各種大会等の実績や資格等の取得歴、ボランティア等の活動歴など、その内容に誤りがないかどうかを確認すること。
- (6) 中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。この承認により、志願先高等学校長への出願となる。
- (7) 高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。
- (8) 出願締切り後、各高等学校における特色選抜志願者数、一般選抜(併願を除く)志願者数及び総志願者数(特色選抜志願者数と一般選抜(併願を除く)志願者数の計)、並びに特色選抜志願者及び総志願者の志願倍率を公表する。
- (9) 高等学校長は、令和8年2月25日(水)までに、WEB出願システムにより、面接時間を記した受検票(様式(3)①)を発行する。
- (10) 中学校又は志願者は、WEB出願システムから受検票(様式(3)①) を取得し、カラー印刷をする。

#### 4 県外居住者の出願

(1) 県外居住者が本県の高等学校を志願する場合、中学校長は、出願開始前に秋田県教育庁高校 教育課に申請し、WEB出願システムへのログイン情報を取得する。

- (2) 隣接県の県境隣接地域居住者が本県の高等学校を志願する場合は、付記1(15ページ)によるものとし、県外居住者の入学者数には含まない。
- (3) 県外居住者で、保護者の転勤等の特別な事情があって、本県の高等学校を志願する場合は、付記2 (19ページ) によるものとし、県外居住者の入学者数には含まない。
- (4) 上記(2)(3)以外の県外居住者の出願については、上記「3 出願手続」に加えて、秋田県公立高等学校以外の公立高等学校を志願しない旨の中学校長の証明書(様式自由)をWEB出願システムにより、出願時に提出すること。秋田県公立高等学校以外の公立高等学校に既に出願している者又は合格等をしている者は、当該高等学校長の発行する志願取消証明書又は合格等取消証明書(様式自由)をWEB出願システムにより、出願時に提出すること。

#### 5 併願及び志願学科の取扱い

- (1) 特色選抜志願者は、同一の高等学校に限って、一般選抜を併願することができる。
- (2) 特色選抜への出願は、一つの高等学校における1学科に出願するものとし、一般選抜を併願する場合は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科に出願することができる。
- (3) 設置学科が二つ以上ある高等学校における併願については、一般選抜において、その学校の 設置学科のうち、2学科まで志願できる。2学科まで志願する場合は、出願情報登録時に第一 志願学科、第二志願学科を登録すること。
- (4) 全日制の課程と定時制の課程を併置する高等学校の併願については、一般選抜において、全日制の課程(又は定時制の課程)の学科を第一志願とし、定時制の課程(又は全日制の課程)の学科を第二志願とすることができる。

#### 6 出願及び学力検査等の期日

(1) 出願期間

令和8年2月2日(月)午前9時から2月5日(木)正午までとする。

(2) 志願先変更期間

令和8年2月9日(月)午前9時から2月12日(木)正午までの期間内で、1回に限り、志願先及び志願した選抜を変更することができる(ただし、志願先変更締切り後の保護者等の転勤に伴う場合は2月27日(金)正午まで)。

- (3) 高等学校長は、令和8年2月25日(水)までに、WEB出願システムにより面接時間等を中学校長に通知する。
- (4) 学力検査等実施日

令和8年3月4日(水)

- ※ 面接の形態及び志願者数の状況によって、面接を3月4日(水)の午後5時までに終えることができない場合等は、3月5日(木)に実施する。
- (5) 追検査等実施日

令和8年3月10日(火)

1次募集学力検査等実施日当日に、病気又は交通事情等やむを得ない事由により、学力検査の一部若しくは全部又は面接を欠いた者で、追検査受検の願い出のある者に対して追検査を行う。また、手続は次によるものとする。

- ① 中学校長は、追検査受検希望者の氏名、理由及び受検希望教科等を志願先高等学校長に令和8年3月4日(水)午後5時までに電話で連絡すること。なお、3月5日(木)実施の面接を欠いた者については、追検査受検希望者の氏名及び理由を3月5日(木)午後5時までに電話で連絡すること。
- ② 中学校長は、次の書類を志願先高等学校長あてに、令和8年3月6日(金)午後4時までに提出すること。

ア 追検査受検願(欠席理由を記載し、本人及び保護者が連署したもので、様式自由)

- イ 診断書又は証明書 (病気で欠席した場合は医師の診断書、交通事情による遅延等の場合 はその旨を証明する書類)
- ③ 入学検定料は徴収しない。
- ④ 追検査日程は令和8年3月4日(水)の1次募集学力検査等日程に同じ。
- ⑤ 追検査会場は各志願先高等学校とする。

#### 7 志願先の変更

志願先の変更は志願先変更期間内に認めるが、手続は次の要領による(29ページ参照)。

(1) 他校へ変更する場合

志願者は、WEB出願システムに変更後の出願情報(新たな志願理由書(様式(1))及び志願先高等学校が提出を求めている場合は活動報告書(様式(2))を含む。)を登録し、中学校に提出する(入学検定料は不要)。中学校長は、志願者が登録した変更後の出願情報に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。変更先高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。

(2) 同一学校内で変更する場合

志願者は、WEB出願システムに変更後の出願情報(特色選抜の志願学科を変更する場合は、新たな志願理由書(様式(1))及び志願先高等学校が提出を求めている場合は活動報告書(様式(2))を含む。)を登録し、中学校に提出する(入学検定料は不要)。中学校長は、志願者が登録した変更後の出願情報に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。

- (3) 定時制の課程から全日制の課程へ変更する場合
  - 前記(1)又は(2)の出願情報登録時に、入学検定料の差額分(1,250円)をクレジットカードによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれかにより納付すること。
- (4) 県外の県境隣接地域の県立高等学校へ志願し、県内公立高等学校へ変更する場合 最初に県外の県境隣接地域の県立高等学校へ志願し、志願先を変更して県内公立高等学校に 志願する場合は、前記(1)同様WEB出願システムにより志願先変更の手続を行う。変更後の 出願情報登録時、最初の志願先高等学校長が発行する志願辞退証明書(様式自由)を添付する。
- (5) 志願先変更期間内の変更は1回のみとし、再変更は認めない。

#### 8 選抜方法

学力検査及び面接を課す。

入学者の選抜は、高等学校長が、学力検査の成績、調査書、志願理由書、面接等の評価に関する資料及びその他必要な書類等に基づき、総合的に判断して選抜する。

志願先を変更した者及びその学校を最初から志願した者並びに一般選抜を併願した者及び併願 していない者は同等に取り扱うものとする。

#### 9 調査書

中学校長は、調査書をWEB出願システムにより、令和8年2月13日(金)から2月17日(火)までに志願先高等学校長に提出する。高等学校長は提出された調査書をWEB出願システムにより取得する。

#### 10 学力検査

- (1) 学力検査は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とし、受検者に対し、同一問題で一斉 に行う。
- (2) 出題は「令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成方針」によるものとする。
- (3) 学力検査等の日程は次のとおりとする。

	/	第1	時	第2	2 時	第3	3 時	昼	食	第4	4 時	第5	5 時	学力	検査
検査	寺間	8:50	~ : 50	10:	10~ : 10	11:	30~ 2:30	12 : 3 13	30~ 3:15	13 : 14	15~ 4:05	14 : 15	25~ 5:15	終了	了後
教	科	国	語	数	学	英	語			理	科	社	会	面	接

(4) 学力検査会場は志願先高等学校とする。ただし、分校や地域校を志願する場合は当該分校又は地域校とする。

(5) 受検者は、午前8時20分までに出校し、受検票を受付に提示するとともに、次の物を携行して検査室に入るものとする。

受検票、黒鉛筆 (シャープペンシルも可。ただし、黒い芯に限る。)、消しゴム、小型鉛筆削り具、三角定規又は直線定規、コンパス。

なお、分度器付きの定規、計算機能や辞書機能をもつ時計、電卓及び電子辞書は携行してはならない。

また、携帯電話等の通信機器を持参している場合は、検査会場においては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

(6) 国語、数学、英語の検査開始後40分以上、又は理科、社会の検査開始後35分以上経過した時点で体調不良等により退室した場合は、その教科の検査は終了したものとみなす。

#### 11 面接

- (1) 学力検査終了後、志願先高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、令和8年2月25日(水)までに、WEB出願システムにより、各志願者の面接時間を記載した受検票(様式(3)①)を発行する。

#### 12 合否通知

令和8年3月13日(金)の各高等学校が定めた時刻に、WEB出願システムにより、受検者及び当該中学校に合否を通知する。なお、各高等学校の合否通知時刻は、令和7年9月30日(火)までに各校のホームページに公表する。

#### 13 学力検査得点等の簡易開示

- (2) 簡易開示期間は令和8年3月16日(月)から令和8年4月15日(水)までとする。
- (3) 簡易開示の対象となる情報は、学力検査、調査書、面接、活動報告書の各得点及び合否(調査書、面接、活動報告書については、評価又は得点化した場合に限る。)とする。

### 2 一 般 選 抜

#### 1 募集人員

- (1) 募集人員については、〔別表1〕(33ページ、34ページ)のとおりとする。 ただし、特色選抜の合格者が募集人員に満たない場合は、その分を加えた募集人数とする。
- (2) 県外居住者の入学者数は、1次募集全体で、各学科の募集定員の15%を上限とする。
  - ※ ただし、男鹿海洋高等学校、矢島高等学校、角館高等学校においては、「地域みらい留学」 に参加していることから、県外居住者の入学者数は、1次募集全体で各学科の募集定員の 30%を上限とする。

#### 2 出願資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。県外居住者も出願することができる。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を令和8年3月卒業見込みの者又は卒業した者

(中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。)

(2) 学校教育法施行規則 (昭和22年5月23日文部省令第11号) 第95条の規定に該当する者

#### 3 出願手続

- (1) 出願は一人1校(分校や地域校も1校とする。) 1学科に限るものとする。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、出願に必要な志願者等の情報及び志願先の学校・学科等の情報(以下、「出願情報」という。) を登録し、入学検定料の納付を行い、中学校に出願情報を提出する。
- (3) 設置学科が二つ以上ある高等学校に志願する場合 原則として、その学校の設置学科のうち、2学科まで志願することができる。2学科まで志 願する場合は、出願情報登録時に第一志願学科と第二志願学科を登録すること。
- (4) 全日制の課程と定時制の課程を併置する高等学校に志願する場合 全日制の課程(又は定時制の課程)の学科を第一志願とし、定時制の課程(又は全日制の課程)の学科を第二志願とすることができる。
- (5) 中学校は、出願確認書により志願者及び保護者に出願情報の確認を行う。
- (6) 出願手続は中学校長を経て行う(29ページ参照)。
- (7) 「2 出願資格」の(2)に該当する者のうち付記3 (20ページ)に該当しないものは、出身学校長の卒業若しくは修了の証明書又はこれに代わる書類を、出願開始の7日前までに志願先高等学校長に提出する。
- (8) 中学校長は、志願者が登録した内容に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。この承認により、志願先高等学校長への出願となる。
- (9) 高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。
- (10) 出願締切り後、各高等学校における特色選抜志願者数、一般選抜(併願を除く。) 志願者数 及び総志願者数(特色選抜志願者数と一般選抜(併願を除く。) 志願者数の計)、並びに特色選 抜志願者及び総志願者の志願倍率を公表する。
- (11) 高等学校長は、令和8年2月25日(水)までに、WEB出願システムにより、面接時間を 記した受検票(様式(3)①)を発行する。
- (12) 中学校又は志願者は、WEB出願システムから受検票(様式(3)①) を取得し、カラー印刷をする。

#### 4 県外居住者の出願

(1) 県外居住者が本県の高等学校を志願する場合、中学校長は、出願開始前に秋田県教育庁高校 教育課に申請し、WEB出願システムへのログイン情報を取得する。

- (2) 隣接県の県境隣接地域居住者が本県の高等学校を志願する場合は、付記1(15ページ)によるものとし、県外居住者の入学者数には含まない。
- (3) 県外居住者で、保護者の転勤等の特別な事情があって、本県の高等学校を志願する場合は付記2 (19ページ) によるものとし、県外居住者の入学者数には含まない。
- (4) 上記(2)(3)以外の県外居住者の出願については、上記「3 出願手続」に加えて、秋田県公立高等学校以外の公立高等学校を志願しない旨の中学校長の証明書(様式自由)をWEB出願システムにより、出願時に提出すること。秋田県公立高等学校以外の公立高等学校に既に出願している者又は合格等をしている者は、当該高等学校長の発行する志願取消証明書又は合格等取消証明書(様式自由)をWEB出願システムにより、出願時に提出すること。

#### 5 出願及び学力検査等の期日

(1) 出願期間

令和8年2月2日(月)午前9時から2月5日(木)正午までとする。

(2) 志願先変更期間

令和8年2月9日(月)午前9時から2月12日(木)正午までの期間内で、1回に限り、志願先及び志願した選抜を変更することができる(ただし、志願先変更締切り後の保護者等の転勤に伴う場合は2月27日(金)正午まで)。

- (3) 高等学校長は、令和8年2月25日(水)までに、WEB出願システムにより面接時間等を中学校長に通知する。
- (4) 学力検査等実施日

令和8年3月4日(水)

- ※ 面接の形態及び志願者数の状況によって、面接を3月4日(水)の午後5時までに終えることができない場合等は、3月5日(木)に実施する。
- (5) 追検査等実施日

令和8年3月10日(火)

1次募集学力検査等実施日当日に、病気又は交通事情等やむを得ない事由により、学力検査の一部若しくは全部又は面接を欠いた者で、追検査受検の願い出のある者に対して追検査を行う。また、手続は次によるものとする。

- ① 中学校長は、追検査受検希望者の氏名、理由及び受検希望教科等を志願先高等学校長に令和8年3月4日(水)午後5時までに電話で連絡すること。なお、3月5日(木)実施の面接を欠いた者については、追検査受検希望者の氏名及び理由を3月5日(木)午後5時までに電話で連絡すること。
- ② 中学校長は、次の書類を志願先高等学校長あてに、令和8年3月6日(金)午後4時までに提出すること。
  - ア 追検査受検願(欠席理由を記載し、本人及び保護者が連署したもので、様式自由)
  - イ 診断書又は証明書 (病気で欠席した場合は医師の診断書、交通事情による遅延等の場合 はその旨を証明する書類)
- ③ 入学検定料は徴収しない。
- ④ 追検査日程は令和8年3月4日(水)の1次募集学力検査等日程に同じ。
- ⑤ 追検査会場は各志願先高等学校とする。

#### 6 志願先の変更

志願先の変更は志願先変更期間内に認めるが、手続は次の要領による(29ページ参照)。

(1) 他校へ変更する場合

志願者は、WEB出願システムに変更後の出願情報を登録し、中学校に提出する(入学検定料は不要)。中学校長は、志願者が登録した変更後の出願情報に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。変更先高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。

- (2) 同一学校内で変更する場合
  - ① 第一志願学科、第二志願学科を変更する場合

志願者は、WEB出願システムに変更後の出願情報を登録し、中学校に提出する(入学検定料は不要)。中学校長は、志願者が登録した変更後の出願情報に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。

- ② 第二志願学科等を新規に追加する場合 志願者は、WEB出願システムに新規の志願学科を登録し、中学校に提出する(入学検 定料は不要)。中学校長は、志願者が登録した出願情報に誤りがないことを確認した上で、 WEB出願システムにより承認する。高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。
- (3) 定時制の課程から全日制の課程へ変更する場合 前記(1)又は(2)の出願情報の登録時に、入学検定料の差額分(1,250円)をクレジットカー ドによる電子決済、コンビニエンスストア支払、ペイジー払込のいずれかにより納付すること。
- (4) 県外の県境隣接地域の県立高等学校へ志願し、県内公立高等学校へ変更する場合 最初に県外の県境隣接地域の県立高等学校へ志願し、志願先を変更して県内公立高等学校に 志願する場合は、前記(1)同様WEB出願システムにより志願先変更の手続を行う。変更後の 出願情報登録時、最初の志願先高等学校長が発行する志願辞退証明書(様式自由)を添付する。 (5) 志願先変更期間内の変更は1回のみとし、再変更は認めない。

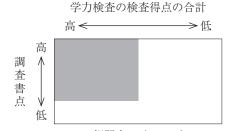
#### 7 選抜方法

学力検査及び面接を課す。

入学者の選抜は、高等学校長が、次の(1)と(2)に基づき、 総合的に判断して選抜する。

- (1) 学力検査の検査得点の合計と調査書点 (調整評定値の合計)を基に、各高等学校で作成した相関表
- (2) 調査書の記載内容及び面接の評価に関する資料

志願先を変更した者及びその学校を最初から志願した者 並びに特色選抜を併願した者及び併願していない者は同等 に取り扱うものとする。



相関表のイメージ

※調査書の記載内容及び面接の評価を用いて、網かけの部分から総合的に判断して選抜する。

※網かけの範囲は、各高等学校で定める。

#### 8 調査書

中学校長は、調査書をWEB出願システムにより、令和8年2月13日(金)から2月17日(火)までに志願先高等学校長に提出する。高等学校長は提出された調査書をWEB出願システムにより取得する。

「2 出願資格」の(2)に該当する者については、志願者の生徒指導要録の写し又はこれに代わる書類を在学(出身)学校長から志願先高等学校長に提出すること。

#### 9 学力検査

- (1) 学力検査は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とし、受検者に対し、同一問題で一斉 に行う。
- (2) 出題は「令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査問題作成方針」によるものとする。
- (3) 学力検査等の日程は次のとおりとする。

		第]	時	第2	2 時	第3	3 時	昼	食	第4	4 時	第5	5 時	学力	検査
検査時	:間	8:50		10:10	)~ 1:10		)~ 2:30	12:30	2 · 15		5~ 4:05		5~ 5:15	終	了後
教	科	国	語	数	学	英	語			理	科	社	会	面	接

- (4) 学力検査会場は志願先高等学校とする。ただし、分校や地域校を志願する場合は当該分校又は地域校とする。
- (5) 受検者は、午前8時20分までに出校し、受検票を受付に提示するとともに、次の物を携行して検査室に入るものとする。

受検票、黒鉛筆(シャープペンシルも可。ただし、黒い芯に限る。)、消しゴム、小型鉛筆削り具、三角定規又は直線定規、コンパス。

なお、分度器付きの定規、計算機能や辞書機能をもつ時計、電卓及び電子辞書は携行してはならない。

また、携帯電話等の通信機器を持参している場合は、検査会場においては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

(6) 国語、数学、英語の検査開始後40分以上、又は理科、社会の検査開始後35分以上経過した時点で体調不良等により退室した場合は、その教科の検査は終了したものとみなす。

#### 10 面接

- (1) 学力検査終了後、志願先高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、令和8年2月25日(水)までに、WEB出願システムにより、各志願者の面接時間を記載した受検票(様式(3)①)を発行する。

#### 11 合否通知

令和8年3月13日(金)の各高等学校が定めた時刻に、WEB出願システムにより、受検者及び当該中学校に合否を通知する。なお、各高等学校の合否通知時刻は、令和7年9月30日(火)までに各校のホームページに公表する。

#### 12 学力検査得点等の簡易開示

- (1) 受検者は、出願情報登録時に得点開示を希望することで、WEB出願システムにより学力検査得点等を閲覧することができる。
- (2) 簡易開示期間は令和8年3月16日(月)から令和8年4月15日(水)までとする。
- (3) 簡易開示の対象となる情報は、学力検査の教科別得点、合計得点、面接評価(段階別評価) 及び合否とする。

### 【2 次 募 集】

#### 1 実施学科及び募集人数

1次募集を終了した時点で、合格者が募集定員に満たない学科において2次募集を行う。募集 人数は、当該学科の募集定員までの人数とする。

#### 2 出願資格

原則として、秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者とする。

#### 3 出願手続

- (1) 出願は一人1校(分校や地域校も1校とする。)に限るものとする。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに出願情報を登録し、中学校に出願情報を提出する。ただし、 1次募集で定時制の課程を受検し、2次募集で全日制の課程を志願する者は入学検定料の差額 分(1.250円)の納付を行い、中学校に出願情報を提出する。
- (3) 出願する学校において、2次募集を実施する学科が二つ以上ある場合の第二志願等については、6ページの「3 出願手続」に準ずるものとする。
- (4) 中学校は、出願確認書により志願者及び保護者に出願情報の確認を行う。
- (5) 出願手続は中学校長を経て行う(29ページ参照)。
- (6) 6ページの「2 出願資格」の(2)に該当する者のうち付記3 (20ページ) に該当しないものは、出身学校長の卒業若しくは修了の証明書又はこれに代わる書類を、志願先高等学校長に提出する。
- (7) 中学校長は、志願者が登録した内容に誤りがないことを確認した上で、WEB出願システムにより承認する。この承認により、志願先高等学校長への出願となる。なお、出願後の志願先の変更は認めない。
- (8) 高等学校長は、出願情報を確認し、WEB出願システムにより受理する。
- (9) 高等学校長は出願受理後、WEB出願システムにより調査書を取得する。
- (10) 出願締切り後、各高等学校の志願者数を公表する。
- (11) 高等学校長は、令和8年3月17日(火)午後4時までに、WEB出願システムにより、受検票(様式(3)②)を発行する。
- (12) 中学校又は志願者は、WEB出願システムから受検票(様式(3)②) を取得し、カラー印刷をする。

#### 4 出願及び面接等の期日

(1) 出願期間

令和8年3月16日(月)午前9時から3月17日(火)午前11時までとする。

(2) 面接等実施日

令和8年3月19日(木)

受検者は、志願先高等学校に午前9時までに出校し、受検票を受付に提示するものとする。

#### 5 選抜方法

面接を課す。また、希望する学校においては作文、実技を実施することができる(39ページ[別表3])。

入学者の選抜は、高等学校長が、調査書、1次募集で実施した学力検査の成績、面接等の評価 に関する資料及びその他必要な書類等によって総合的に行う。

#### 6 合否通知

令和8年3月24日(火)の各高等学校が定めた時刻に、WEB出願システムにより、志願者及び当該中学校に合否を通知する。なお、各高等学校の合否通知時刻は、令和7年9月30日(火)までに各校のホームページに公表する。

# Ⅱ 定時制の課程

### 【1 次 募 集】

### 1 特色 選抜

#### 1 募集人員

- (1) 募集人員については、〔別表1〕(34ページ)のとおりとする。
- (2) 県外居住者の入学者数は、1次募集全体で各学科の募集定員の15%を上限とする。

#### 2 出願資格

次の(1)と(3)、又は(2)と(3)に該当する者とする。県外居住者も出願することができる。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を令和8年3月卒業見込みの者又は卒業した者

(中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。)

- (2) 学校教育法施行規則 (昭和22年5月23日文部省令第11号) 第95条の規定に該当する者
- (3) 高等学校が示す「求める生徒像」及び「出願の条件」を満たしている者

#### 3 出願手続

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 4 県外居住者の出願

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 5 併願及び志願学科の取扱い

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 6 出願及び学力検査等の期日

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 7 志願先の変更

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 8 選抜方法

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 9 調査書

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 10 学力検査

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 11 面接

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 12 合否通知

全日制の課程の特色選抜に同じ。

#### 13 学力検査得点等の簡易開示

全日制の課程の特色選抜に同じ。

### 2 一 般 選 抜

#### 1 募集人員

- (1) 募集人員については、〔別表1〕(34ページ)のとおりとする。 ただし、特色選抜の合格者が募集人員に満たない場合は、その分を加えた募集人数とする。
- (2) 県外居住者の入学者数は、1次募集全体で各学科の募集定員の15%を上限とする。

#### 2 出願資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。県外居住者も出願することができる。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を令和8年3月卒業見込みの 者又は卒業した者

(中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。)

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

#### 3 出願手続

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 4 県外居住者の出願

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 5 出願及び学力検査等の期日

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 6 志願先の変更

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 7 選抜方法

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 8 調査書

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 9 学力検査

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 10 面接

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 11 合否通知

全日制の課程の一般選抜に同じ。

#### 12 学力検査得点等の簡易開示

全日制の課程の一般選抜に同じ。

# 【2 次 募 集】

#### 1 実施学科及び募集人数

1次募集を終了した時点で、合格者が募集定員に満たない学科において2次募集を行う。募集 人数は、当該学科の募集定員までの人数とする。

#### 2 出願資格

原則として、秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者とする。

#### 3 出願手続

全日制の課程の2次募集に同じ。

#### 4 出願及び面接等の期日

全日制の課程の2次募集に同じ。

#### 5 選抜方法

全日制の課程の2次募集に同じ。

#### 6 合否通知

全日制の課程の2次募集に同じ。

# Ⅲ 通信制の課程

#### 1 募集学校

秋田明徳館高等学校

#### 2 募集定員

募集定員については、〔別表1〕(34ページ)のとおりとする。

#### 3 出願資格

県内に居住する者で、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という。)を令和8年3月卒業見込みの 者又は卒業した者

(中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。)

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

#### 4 出願書類

- (1) 入学願書 (2) 中学校の調査書 学校所定の用紙
- (3) 写 真 …………… 出願前6か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した横3cm、縦4cmのものを入学願書に貼ること。

#### 5 出願の期日

- (1) 第一次出願期間 令和8年2月20日(金)から2月27日(金)まで
- (2) 第二次出願期間 令和8年3月17日 (火) から3月25日 (水) まで
  - ※ (1)の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日 は受付をしない。
    - (2)の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、秋田明徳館高等学校定時制の課程の2次募集面接等実施日に当たる3月19日(木)は受付をしない。

#### 6 出願書類提出先

秋田明徳館高等学校

〒010-0001 秋田市中通二丁目1番51号 (電話018-833-1261)

#### 7 面接実施日

- (1) 第一次面接 令和8年3月5日(木) …… 第一次出願期間に出願した者
- (2) 第二次面接 令和8年3月27日(金) …… 第二次出願期間に出願した者

#### 8 選抜方法

面接を課す。

入学者の選抜は、高等学校長が、提出された書類及び面接の評価に関する資料等によって総合的に行う。

#### 9 合格者発表

第一次面接者は令和8年3月9日(月)、第二次面接者は令和8年3月31日(火)に、本人あて文書で通知する。

#### 10 その他

出願のための所定用紙及び入学案内等は秋田明徳館高等学校に請求すること。また、不明な点については、秋田明徳館高等学校に問い合わせること。

### 付記1 本県と青森県、岩手県の県境隣接地域居住者の出願

県境隣接の県外居住者が、本県県立高等学校へ入学を志願する場合は、青森県、岩手県との「県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定」と「令和8年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」によらなければならない。

#### 〇 県境隣接地域県立高等学校志願者取扱協定

#### 1 青森県との協定

秋田県教育委員会と青森県教育委員会は、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定する。

- (1) 他方の県の県立高等学校へ入学志願することについては、別表の上欄に掲げる市町村に住所を有する者が、当該下欄に掲げる県外県立高等学校に志願する場合において、相互に認めるものとする。
- (2) 県外県立高等学校への入学志願は、1校に限り認めるものとし、県内県立高等学校と県外県立高等学校との併願は認めないものとする。
- (3) 前項の併願を防止するため、県外県立高等学校への入学を志願する場合は、併願がない旨の 在学又は出身中学校の長の証明書を願書に添付させるものとする。

また、県外からの入学願書を受理した県立高等学校長は、当該願書を提出した者の属する県 境隣接地域の県立高等学校の出願名簿を閲覧することができるものとする。

- (4) 県外県立高等学校へ出願した者は、当該県立高等学校の属する県が行う学力検査等を受けるものとする。
- (5) 願書を受理した県外からの入学志願者については、別表の上欄に掲げる市町村の入学志願者と同一に扱うものとする。
- (6) この協定は、正本の交換がなされた日から効力を生ずるものとする。
- (7) この協定は、一方の県の発議により両県協議の上改正することができるものとする。ただし、 当該改正後の協定を次年度から適用しようとする場合は、当該年の8月末日までに発議が行われ、かつ、9月末日までに協議が成立した場合とする。ただし、高等学校の設置・廃止等に伴 う改正については、この限りではない。
- (8) この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両県が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両県教育委員会教育長が各々記名押印し、 各自その1通を保有するものとする。

昭和50年10月15日 昭和53年10月3日一部追加 昭和55年11月1日一部追加 平成3年10月24日一部追加·削除 平成6年10月21日一部変更 平成10年10月27日一部追加 平成12年9月20日一部変更·削除 平成16年8月5日一部変更·削除 平成17年8月5日一部変更·削除 平成17年8月8日一部変更·削除 平成18年8月8日一部変更·削除 平成19年7月24日一部変更·削除 平成22年7月22日一部変更·削除

平成24年8月2日一部変更・削除平成26年8月7日一部変更・追加平成27年7月30日一部変更・削除平成27年8月18日一部変更・削除平成28年7月20日一部変更・追加平成29年7月21日一部変更・削除令和元年6月14日一部追加・削除令和2年7月11日一部追加・削除令和3年6月23日一部追加・削除令和5年7月27日一部追加・削除

秋田県教育委員会 青森県教育委員会

#### 別 表(市町村名は、受検資格を持つ中学生の居住地を示す。)

=	木	ΙĦ	[III]
Ħ	森	県	側

#### 【市町村名】

青森市のうち浪岡弘前市黒石市五所川原市十和田市のうち奥瀬字十和田湖畔つがる市平川市鰺ヶ沢町深浦町鶴田町中泊町板柳町西目屋村

藤崎町 大鰐町 田舎館村

#### 【志願できる県立高等学校名】

 鹿角高等学校
 大館鳳鳴高等学校
 大館桂桜高等学校

 大館国際情報学院高等学校
 秋田北鷹高等学校
 能代高等学校

能代松陽高等学校 能代科学技術高等学校

#### 秋田県側

#### 【市町村名】

鹿角市 小坂町 大館市 北秋田市 能代市 藤里町

八峰町

#### 【志願できる県立高等学校名】

 弘前高等学校
 弘前中央高等学校
 弘前南高等学校

 木造高等学校
 鰺ヶ沢高等学校
 五所川原高等学校

 黒石高等学校
 尾上総合高等学校
 五所川原農林高等学校

 柏木農業高等学校
 弘前工業高等学校
 五所川原工科高等学校

弘前実業高等学校

(注) 市町村名は令和5年7月20日現在のものである。

#### 2 岩手県との協定

岩手県教育委員会と秋田県教育委員会は、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願者の取扱いについて、次のとおり協定する。

- (1) 県外よりの志願は、別表の上欄に掲げる市町村に住所を有する者が、当該下欄に掲げる県外県立高等学校に志願する場合に限り自由に認める。
- (2) 県内と県外との県立高等学校の併願は許さない。県外県立高等学校に出願する場合は併願しない旨出身中学校長の証明を添付する。
- (3) 併願防止のため、別表に掲げる県立高等学校の校長は別表に掲げる市町村が属する学区の県立高等学校の志願者名簿を閲覧することができる。
- (4) 学力検査等は志願先の県の検査を受ける。
- (5) 願書を受理した県外志願者に対しては、県内の学区内の志願者と何等差別的扱いをしない。
- (6) この協定は、両県教育委員会で文書を交換してはじめて有効とする。また、毎年11月末日までに関係委員会より異議の生じないときは、次年度の志願について有効とする。この協定を証するため、本書2通を作成し、岩手県教育委員会及び秋田県教育委員会がそれぞれ押印の上、その1通を保有する。

#### 別 表

岩手県側

【市町村名】

八幡平市 雫石町 北上市 西和賀町

【志願できる県立高等学校名】

鹿角高等学校 角館高等学校 横手高等学校

横手城南高等学校 横手清陵学院高等学校

秋田県側

【市町村名】

鹿角市 小坂町 仙北市 横手市のうち旧横手市・山内村

【志願できる県立高等学校名】

平舘高等学校零石高等学校黒沢尻北高等学校北上翔南高等学校黒沢尻工業高等学校西和賀高等学校

(注)市町村名は令和5年7月20日現在のものである。

昭和37年5月24日

昭和47年10月27日一部追加

昭和55年11月8日一部追加

平成5年11月9日一部削除

平成15年12月24日一部変更

平成17年8月5日一部変更

平成18年8月8日一部変更・削除

平成25年8月8日一部削除

令和5年8月2日一部追加·削除

秋田県教育委員会岩手県教育委員会

#### ○ 県境隣接地域県立高等学校への出願者の志願先変更について

#### 1 秋田県と青森県の間

秋田県の生徒 入学願書出願期間に青森県に出願した生徒が、志願先変更期間内に志願先変更 をする場合は、秋田県の全ての公立高等学校のいずれでも可とする。

青森県の生徒 入学願書出願期間に秋田県に出願した生徒が、志願先変更期間内に志願先変更 をする場合は、別表にある秋田県立高等学校のいずれでも可とする。

#### 2 秋田県と岩手県の間

秋田県の生徒 入学願書出願期間に岩手県に出願した生徒が、志願先変更期間内に志願先変更 をする場合は、別表にある岩手県立高等学校及び秋田県の全ての公立高等学校の いずれでも可とする。

岩手県の生徒 入学願書出願期間に秋田県に出願した生徒が、志願先変更期間内に志願先変更 をする場合は、別表にある秋田県立高等学校に変更することができる。また、岩 手県の高等学校に変更する場合は、「岩手県立高等学校入学者選抜実施要項」に よるものとする。

### 付記2 保護者の転勤等に係る出願

#### 1 対象者

- (1) 保護者の秋田県外から秋田県内への転勤等に伴い、本県の公立高等学校を志願する者
- (2) 秋田県内の県境隣接地域に居住し、隣県に出願している者で、保護者の秋田県内他地区への 転勤等に伴い、本県の公立高等学校を新たに志願する者
- (3) 本県公立高等学校へ出願している者で、志願先変更期間終了後、保護者の秋田県内のA地区からB地区への転勤等に伴い、やむを得ず志願先の変更を必要とする者

#### 2 出願期間

1次募集における出願期間は、原則として令和8年2月2日(月)午前9時から2月5日(木)正午までであるが、保護者の転勤等に伴い、秋田県外から本県公立高等学校に出願する者(前記1の(1)、(2))や志願先の変更を必要とする者(前記1の(3))については、令和8年2月27日(金)正午まで出願を受け付けるものとする。

2次募集においては、「4(1)出願期間」(10ページ)による。

#### 3 出願手続

- (1) 1次募集においては、「3 出願手続」(2ページ、6ページ)による。
- (2) 前記  $1 \circ 0(1)$ 、(2) に該当する者は、次の①~②の書類を中学校長を経て、WEB出願システムにより、志願先高等学校長に提出し審査を受けなければならない。
  - ① 秋田県公立高等学校以外の公立高等学校に志願しない旨の中学校長の証明書(公立高等学校にすでに出願している者又は合格等している者は当該高等学校長の発行する志願取消証明書又は合格等取消証明書)(様式自由)
  - ② 勤務先の所属長の発行する保護者の転勤の事実(見込み)を証明する書類(様式自由)又は保護者が秋田県内に居住することを証明する書類(秋田県内の市町村長が発行する「住民票」など)
- (3) 前記 1 の(3) に該当する者は、前記②の書類を添付の上、 $\lceil 7 \rceil$  志願先の変更」  $(4 \sim \circ)$  及び  $\lceil 6 \rceil$  志願先の変更」  $(7 \sim \circ)$  の手続に従うものとする。

### 付記3 海外帰国生徒等入学者選抜に係る出願

#### 1 海外帰国生徒等

海外帰国生徒等とは、次の者をいう。

(1) 海外帰国者

原則として、外国における在住期間が継続して2年以上で、令和6年4月以降帰国した者、 又は帰国見込みの者

(2) 日本在留外国籍の者

「家族滞在」等の在留資格で県内に居住又は居住予定の外国籍の者で、原則として、令和8年4月1日現在、日本における在住期間が3年未満の者

#### 2 募集人員

海外帰国生徒等入学者選抜のための募集人員は特に設けず、当該学科の募集定員に含めるものとする。

#### 3 出願資格

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、保護者と共に県内に居住している者又は入学時までに居住見込みの者とする。ただし、保護者が勤務の都合で引き続き海外に居住する場合は、保護者に代わる身元引受人のある者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校」という)を令和8年3月卒業見込みの者 又は卒業した者

(中学校には中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中学部等である。)

- (2) 外国における学校教育において日本の中学校と同等と見なすことのできる課程を修了した者 (修了見込者を含む。)
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(いわゆる「日本人学校」)の当該課程を修了した者(修了見込者を含む。)

#### 4 出願手続

出願を希望する者は、あらかじめ志願先高等学校長あてに次の書類を、各募集における出願開始の7日前までに提出し、志願先高等学校長の承認を得るものとする。

ア 海外帰国生徒等入学者選抜出願承認願 (様式(4))

イ 海外在住状況報告書 (様式(5))

承認後の出願手続については次のとおりとする。

- (1) 日本の中学校に在籍している場合 本実施要項(1~14ページ)によるものとする。
- (2) 日本の中学校に在籍していない場合

上記(1)に同じ。ただし、提出書類は次のとおりとする。

ア 海外の修了(見込み)学校の成績証明書又はこれに代わるもの

イ 医師の健康診断書

#### 5 配慮事項

志願先高等学校長は、選抜に当たって次のような配慮をすることができる。

- (1) 学力検査等実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行って、日本語能力をみること
- (2) (1)の結果や生徒の海外での学習状況等を考慮して、学力検査の実施時間を延長すること等

#### 6 選抜方法

入学者の選抜は、高等学校長が、提出された書類、学力検査の成績及び面接の評価に関する資料等によって、総合的に行う。この際、生徒の海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

### 付記4 受検に際して特別な配慮を必要とする障害等のある生徒の出願

受検に際して特別な配慮を必要とする障害等のある生徒が出願する場合の手続は、次のとおりとする。

#### 1 申請等手続

- (1) 障害等があることにより、特別な配慮を必要とする志願者の中学校長は、その内容について、申請前に志願先高等学校長へ相談すること。
- (2) 特別な配慮を必要とする志願者の中学校長は、その内容について、受検に係る特別配慮申請書(様式(6))により、志願する入学者選抜の出願前、2に示す期限までに志願先高等学校長に申請する。
- (3) 申請のあった高等学校長は、志願者の中学校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。
- (4) 高校教育課との協議の必要が認められる場合には、当該高等学校長は高校教育課と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。
- (5)協議の結果、特別な配慮が必要であると認めた高等学校長は、受検に係る特別配慮通知書(様式(7))を検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該中学校長に送付する。
- (6) 特別な配慮が必要であると認めた高等学校長は、申請書及び通知書の写しを当該募集ごとに、速やかに高校教育課長あて親展文書で提出する。

#### 2 提出期限

上記1(2)の申請は、次の提出期限まで行うこと(期限厳守)。

- I 全日制の課程
  - (1) 1次募集を志願する場合 …… 令和8年1月30日(金)午後4時まで
  - (2) 2次募集を志願する場合 …… 令和8年3月16日(月)午後4時まで
- Ⅱ 定時制の課程
  - (1) 1次募集を志願する場合 …… 令和8年1月30日(金)午後4時まで
  - (2) 2次募集を志願する場合 …… 令和8年3月16日(月)午後4時まで
- Ⅲ 通信制の課程

  - (2) 第二次出願の場合 …… 令和8年3月17日 (火) 午後4時まで

# V 諸 用 紙

様式(1)(A4-縦)

		志原	頁 理	由	書		
					令	和 年 月	日
(あて先)	<u> </u>	吉等	等学校長				
					C	) 〇 学校	
			令和	年	月	日卒業見込み	
			氏名				
			平成	年	月	日生	
   特色選抜志願学 	科						
志願理由							

(注) 定時制の課程に志願する場合で、中学校等を卒業した者は、「見込み」を二本線で抹消してください。

# 活動報告書

令和 年 月 日

(あて先) 立 高等学校長

○○学校

ふりがな 本人氏名

1	高校入学征	後に取り	)組み	たい部活動、	生徒会活動等
T	回りスパナー	父 (ころへ)	ノルエック		工风石田黝丁

1			
1			
1			
1			
1			
1			

2 特色選抜の出願の条件に係る主な活動歴

No.	年	月	日	大会名・資格名等 (主催者)	実	績	等	備	考
1									
2				( )					
3				( )					
4				( )					
5				( )					
その他									

(注)

- 1 (注)  $1\sim 6$  は印刷不要です。また、様式の枠や文字の大きさは任意とします。 2 出願の条件に係る資格を記入する場合は、実績等の欄に、級及び段位等を記入してください。
- 3 団体競技の場合は、備考の欄に、正選手・補欠の別、ポジション・役割等の具体的内容について明記 してください。
- 4 実績等を証明する資料(賞状・新聞記事等の写し)をA4判(最大3枚程度)にして添付してください。
- 5 添付書類には、本人に関わる箇所が分かるようにアンダーラインを引いてください。
- 6 上記(注)1~5以外の記入等については、志願先高等学校からの指示等に従ってください。

受検番号	<u>.</u>					
		1 次	募集受	検票		顔写真
氏 :	名					
検査会	奶					
面接日	開始時間	終了時間	形 態	面	接室	
(備 考)	午前8時20分	までに出校し	してください	0		

(注) カラー印刷をして検査日当日持参してください。

様式(3)②(A5-横)

受検番号			
	2次募集	受検票	顔写真
氏 名			
検査会場			
	<b>前9時までに出校してください。</b>		

(注) カラー印刷をして検査日当日持参してください。

# 海外帰国生徒等入学者選抜出願承認願

令和 年 月 日

(あて先) 立 高等学校長

ふりがな 本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名

私は、海外帰国生徒等入学者選抜に出願したいので、承認願います。

1 本人現住所 電話番号

2 保護者現住所 電話番号

3 本人と保護者との関係

4 出願する学科

5 本人の入学後の住所 電話番号

6 出願の理由

上記の事情に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

在学(出身)学校

校長 氏名

印

(注) この用紙は、中学校又は志願者で作成してください。

# 海外在住状況報告書

令和 年 月 日

(あて先) 立 高等学校長

ふりがな 本人氏名

保護者氏名

次の記載事項は、事実と相違ありません。

1	海外在住地(国名)			
2	出国年月	平成・令和	年	月
3	帰国年月	令和	年	月
4	入国年月	令和	年	月
5	在住期間		年	月

6 出国前・海外在住中・帰国(入国)後の教育歴

	学	校	名	所在地(国名・都市名)		期		間	
						年	月~	年	月
						年	月~	年	月
						年	月~	年	月
						年	月~	年	月
						年	月~	年	月
備	(!	特に参	考となるこ	ことがあれば記入してくださv	,°)				
考									

- (注) 1 この用紙は、中学校又は志願者で作成してください。
  - 2 出国年月及び帰国年月は、海外帰国者のみ記入してください。
  - 3 入国年月は、外国籍の志願者のみ記入してください。

受検に係る特	寺別配慮申請	書		
		令和	年	月 日
(あて先) 立 高等学校長				
	ふりがな 本人氏名			
	平成	年	月	日生
	保護者氏名			
次のとおり、特別な配慮を申請します。				
1 選抜の種類 1次募集 (	特色選抜 · 一	般選抜	) .	2次募集
2 出願する学科				
3 特別な配慮を必要とする理由				
4 希望する配慮事項				
5 その他				
上記の事情に相違ないことを証明します。	0			
令和 年 月	日			
在学	(出身) 学校			
校長	氏名			印

- (注) 1 この用紙は、中学校で作成してください。
  - 2 選抜の種類の不要な文字は、二重線で抹消してください。

# 受検に係る特別配慮通知書

立 学校長 様

次のとおり、特別な配慮について認めますので通知します。

1 該当生徒

本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名

- 2 選抜の種類 1次募集 ( 特色選抜 ・ 一般選抜 ) ・ 2次募集
- 3 出願する学科
- 4 特別な配慮を必要とする理由
- 5 配慮事項
- 6 その他

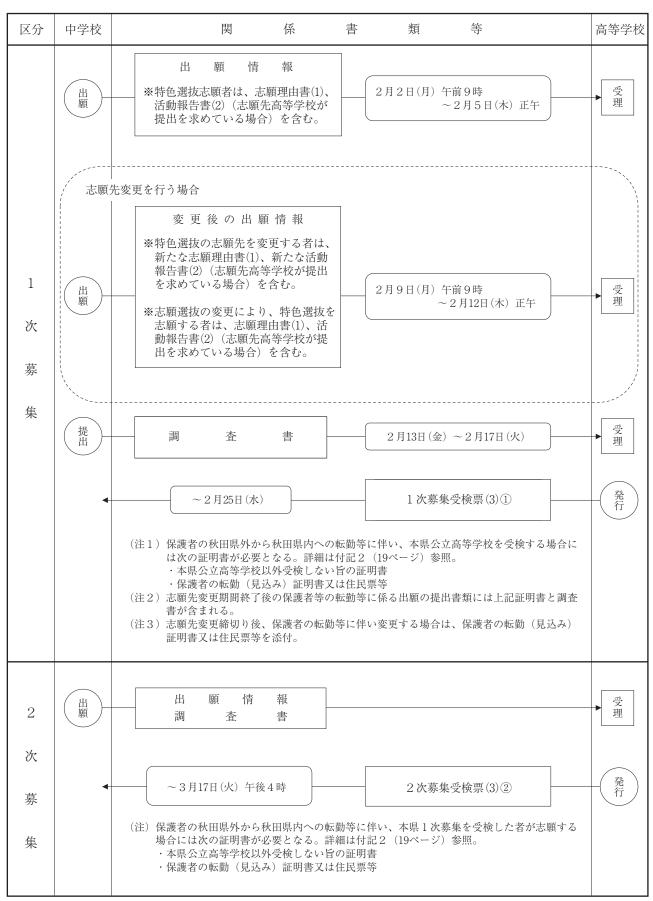
令和 年 月 日

○ ○ 高等学校 校長 氏名

印

- (注) 1 この用紙は、高等学校で作成してください。
  - 2 選抜の種類の不要な文字は、二重線で抹消してください。

# VI 出願手続の流れ



)内の数字は様式番号を示す。

# Ⅲ 調査書及び学習成績一覧表作成要領

#### 1 調査書作成委員会

- (1) 中学校は、厳正かつ公平に「調査書」及び「学習成績一覧表」を作成するため、「調査書作成 委員会」を設置する。
- (2) 「調査書作成委員会」は、校長、副校長、教頭及び教員をもって組織する。

#### 2 調査書

(1) 調査書 (**様式A**) の作成

WEB出願システムにより、生徒指導要録に準じて作成するものとする。

- (2) 調査書の内容
  - ① 学籍等の記録

氏名、性別、卒業等、志願校名、受検番号とする。卒業等は登録した出願情報に基づき、卒業見込み・卒業のいずれかが表示される。また、受検番号は中学校においては記入しない。

- ② 各教科の学習の記録
  - ア 各教科の評定欄は次のとおりとする。
    - (7) 卒業見込みの者の第1学年、第2学年については生徒指導要録に記載された5段階評定とし、第3学年については12月末までの学習状況を総括的に評価した5段階評定とする。
    - (4) 卒業した者については、各学年とも生徒指導要録に記載された5段階評定とする。
  - イ 評定の合計欄は、各学年について、国語、社会、数学、理科、英語の5教科の小計と音楽、 美術、保健体育、技術・家庭の4教科の小計を加えた値とする。
  - ウ 調整評定値欄は、各学年の評定について、5教科の小計に4教科の小計を2倍して加えた 値とする。卒業した者及び県外からの志願者も同様とする。
  - エ 調整評定値の合計の欄は、各学年の調整評定値の合計とする。
  - オ 各教科の学習の特記事項

3年次において選択教科を履修した場合は、教科名及び主な学習内容等を記載する。また、「○○の教科における△△について特に優れている」など、各教科の学習において顕著な事柄がある場合は記入する。

③ 総合的な学習の時間の記録

中学校における学習活動及び評価について記入する。

- (例) ○○というテーマを設定し、△△を調査して、取りまとめて発表することを通して、 自らの進路意識を高めるとともに、プレゼンテーション能力を向上させた。
- ④ 特別活動の記録

事実の記録欄は、3か年間における学級活動、生徒会活動、学校行事のそれぞれについて諸 係、役員、委員会等の名称を記入する。

(例) · 学級活動 学級花壇係責任者

学級会プログラム委員

· 生徒会活動 交通安全委員

応援委員会副委員長

・学 校 行 事 学校祭実行委員ポスター作成部門責任者

修学旅行しおり作成委員

- ⑤ 体育的・文化的・奉仕的活動等の記録
  - ア 体育的活動 部活動やその他の体育的活動における顕著な活動や取得した資格及び特技に ついて記入する。
    - (例) ・秋田県中学校総合体育大会○○の部○位入賞
      - ·全日本剣道連盟剣道段位〇段
      - ・野球部の投手として各種大会に出場し活躍した。地区大会準優勝の原動力と して頑張った。
  - イ 文化的活動 部活動やその他の文化的活動における顕著な活動や取得した資格及び特技に ついて記入する。
    - (例) · 秋田県中学校英語暗唱弁論大会○位入賞
      - ・秋田県小・中・高等学校児童生徒理科研究発表大会に出場
      - わか杉チャレンジフェスティバルに参加
  - ウ 奉仕的活動 校内外における奉仕的活動について、顕著な活動を記入する。
    - (例) ・令和○年○月特別養護老人ホームの施設訪問
      - ・校内の花壇づくりや美化活動に積極的に取り組んだ。
      - ・緑の少年団員として、募金活動への協力や町の植樹祭、学校林の清掃活動に 尽力した。
- ⑥ 出欠の記録

卒業見込みの者については令和7年12月31日現在で記入し、卒業した者については卒業年度 末現在で記入する。

なお、各学年とも6日以上の欠席がある場合は、その主な理由を記入する。

⑦ その他の事項

学校生活を送る上で特に配慮が必要であると思われる事項について記入する。

⑧ その他

学校名、校長氏名、記載者職氏名を記入する。

#### (3) その他

- ① 調査書は、秘扱いとし、その作成については十分に留意すること。
- ② 秋田県外からの志願者の調査書の評定は、志願者が在籍する中学校の評定によるものとする。
- ③ 令和8年1月1日以降に転入した生徒の調査書作成等について
  - ア 当該生徒が転出した中学校長は、3年次における各教科の学習の記録を含め、調査書の記載に必要な記録を令和7年12月31日現在で整え、転入先の中学校長に通知する。転入先の中学校長はこれに基づき、調査書を作成する。
  - イ 転入先の中学校長は、その生徒が志願する高等学校長に令和8年1月1日以降の転入者であることを、転出した中学校長にはその生徒が志願する高等学校名を、それぞれ文書で通知する。

#### 3 学習成績一覧表

- (1) 学習成績一覧表は、各中学校において、卒業見込みの者全員について、WEB出願システムにより作成するものとする。
- (2) 学習成績一覧表は、令和8年1月30日(金)正午までに、WEB出願システムにより、各中学校長から高校教育課長に提出する。
- (3) 卒業した者及び県外からの志願者については、「学習成績一覧表」の提出は不要とする。

〔別表1〕

# 令和8年度秋田県公立高等学校募集定員等

### 全日制の課程

NI.	<b>兴</b>	<u></u>	曹焦点目	選抜別募	集人員
No.	学校	学 科	募集定員	特色	一般
1	鹿 角	普通科	175	35	140
1	庇 円	産業工学科	35	7	28
2	上公园咱	普通科	910	95	105
4	大館鳳鳴	理数科	210	25	185
		普通科	75	15	60
		生活科学科	75	15	60
3	大館桂桜	機械科	35	11	24
		電気科	35	11	24
		土木・建築科	35	11	24
	大館国際	普通科	49	15	34
4	情報学院 (注1)	国際情報科	53	16	37
		普通科	120	24	96
5	秋田北鷹	生物資源科	35	7	28
		緑地環境科	35	7	28
	Ab /15	普通科	105	00	1.05
6	能 代	理数科	195	30	165
		普通科	115	0.5	00
7	能代松陽	国際コミュニケーション科	115	35	80
		情報ビジネス科	70	35	35
		機械科			
		電気科	105	32	73
8	能 代 科学技術	建設科			
	11 3 32 113	生物資源科	F.0	0.1	40
		生活福祉科	70	21	49
	県	北 計	1,447	337	1,110

Mo	学校	学科	首集会員	選抜別募	
No.	学 校 	学 科	募集定員	特色	一般
9	五城目	普通科	80	30	50
10	男鹿海洋	海洋科	35	17	18
10	为此仍什	食品科学科	35	17	18
11	男鹿工業	機械科	35	17	18
111	力比上木	電気電子科	35	17	18
12	秋田西	普通科	160	40	120
		生物資源科	35	14	21
		環境土木科	35	14	21
13	金足農業	食品流通科	35	14	21
		造園緑地科	35	14	21
		生活科学科	35	14	21
1.4	秋 田	普通科	000	07	000
14	秋 田	理数科	263	27	236
15	秋田北	普通科	210	26	184
16	秋田南	普通科	130	24	106
17	秋田中央	普通科	210	35	175
18	新 屋	普通科	160	64	96
		機械科	70	28	42
		電気エネルギー科	35	14	21
19	秋田工業	土木科	35	14	21
		建築科	35	14	21
		工業化学科	35	14	21
21	秋田商業	商業科	210	84	126
22	御所野学院 (注2)	普通科	56	16	40
23	本 荘	普通科	200	25	175
		普通科			
24	由 利	理数科	150	40	110
		国際科			
		機械科	35	14	21
٥٦	由利工業	電気科	35	14	21
25	田利工来	環境システム科	35	14	21
		建築科	35	14	21
26	矢 島	普通科	60	10	50
27	西目	総合学科	120	48	72
20	仁賀保	普通科	70	15	55
28	一 貝 休	情報メディア科	35	10	25
	中	央 計	2,779	772	2,007

_					
No.	学校	学 科	募集定員	選抜別募	· 集人員
29	西仙北	普通科	40	712	<u>一般</u> 28
29	M JIII AL	農業科学科	70	21	49
		食品科学科	35	11	24
30	大曲農業	園芸科学科	35	11	24
30		生活科学科	35	11	24
	太田分校	普通科	35	11	24
	从出分长	普通科	160	24	136
31	大 曲	商業科	35	14	21
		機械科	35	7	28
32	大曲工業	電気科	70	14	56
	) (m == )(c	土木・建築科	35	7	28
33	角館	普通科	200	40	160
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	普通科			
34	六 郷	福祉科	75	15	60
		普通科			
35	横手	理数科	210	21	189
36	横手城南	普通科	140	28	112
	横手清陵	普通科	51	15	36
37	学院(注1)	総合技術科	59	20	39
	b.	普通科	40	10	30
38	平 成	総合ビジネス科	35	10	25
39	雄物川	普通科	70	28	42
40	124 177	総合学科	70	28	42
40	増田	農業科学科	35	14	21
41	38 311	普通科	175	20	1.45
41	湯 沢	理数科	175	30	145
		普通科	40	12	28
42	湯沢翔北	総合ビジネス科	70	21	49
42		工業技術科	70	21	49
	雄勝校	普通科	40	4	36
43	羽 後	普通科	70	35	35
	県	南 計	2,035	495	1,540
	県	合 計	6,261	1,604	4,657

※ 募集定員の県合計は、大館国際情報学院中学校から大館国際情報学院高等学校への進学者38名、秋田南高等学校中等部から 秋田南高等学校への進学者80名、横手清陵学院中学校から横手 清陵学院高等学校への進学者30名及び御所野学院中学校から御 所野学院高等学校への連携型中高一貫入学者選抜による募集人 員24名を含めた場合、6,433名となる。

#### 定時制の課程

			714 1-1-				
No.	学	校	学	科	募集定員	選抜別募	
110.	1.	1/	,	TI	-M-A-A-A	特色	一般
2	大館		普通科	I 部(昼間の部)	35	5	30
2	(注	3)	日地竹	Ⅱ部(夜間の部)	30	5	25
6	能	代	普通科	(昼間の部)	35	5	30
		県	北	計	100	15	85
				I 部(午前の部)	70	10	60
20	秋田明 (注		普通科	Ⅱ部(午後の部)	35	5	30
				Ⅲ部(夜間の部)	30	4	26
23	本	荘	普通科	(夜間の部)	30	6	24
		中	央	計	165	25	140
22	角	館	並 送利	I 部(午前の部)	35	7	28
33	(注		普通科	Ⅱ部(午後の部)	30	6	24
35	横	手	普通科	I 部(昼間の部)	35	4	31
30	(注		百理件	Ⅱ部(夜間の部)	30	3	27
		県	南	計	130	20	110
		県	合	計	395	60	335

#### 通信制の課程

No.	学 校	学	科	募集定員
20	秋田明徳館	普通科		約300

- (注1) 大館国際情報学院高等学校の普通科及び国際情報科、 秋田南高等学校、横手清陵学院高等学校の普通科及び総 合技術科の募集定員は、大館国際情報学院中学校、秋田 南高等学校中等部及び横手清陵学院中学校の生徒の進路 確定状況により変動する。なお、確定後の特色選抜及び 一般選抜の募集人員は令和7年11月28日に、各高等学校 のホームページに掲載する。
- (注2) 御所野学院高等学校の募集定員は、御所野学院中学校の生徒を対象に学校が独自に実施する連携型中高一貫入学者選抜の状況により変動する。なお、確定後の特色選抜及び一般選抜の募集人員は令和8年1月30日に、御所野学院高等学校のホームページに掲載する。
- (注3) 次の高等学校の定時制の課程は、各部ごとに募集する。

大館鳳鳴高等学校 I 部 (昼間の部) II 部 (夜間の部) II 部 (存間の部) II 部 (存間の部) III 部 (存間の部)

角館高等学校 I 部 (午前の部) II 部 (午後の部) II 部 (存間の部) II 部 (夜間の部)

#### 〔別表2〕

# 選抜別募集人員及び特色選抜の配点等

#### 全日制の課程

#### 【県北地区】

N.	学		学科	古生之日	選抜別募	享集人員			特色選技	友の配点等		
No.	子	仅	学科	募集定員	特色	一般	配点合計	条件※	学力検査	調査書	面接	活動報告書※
1	鹿	角	普通科	175	35	140	1000点		500点	195点	$A \sim C$	305点
	Æ	円	産業工学科	35	7	28	950点		500点	195点	$A \sim C$	255点
2	大館	<b></b> 喧	普通科	210	25	185	700点		300点	100点	150点	150点
	八品	局、「同	理数科	210	20	100	700,50		300点	100,50	130/55	130/55
			普通科	75	15	60	1000点		400点	250点	200点	150点
			生活科学科	15	13	00	10001		400点	200 M	200,53	130/55
3	大 館	桂 桜	機械科	35	11	24						
			電気科	35	11	24	1000点		400点	250点	200点	150点
			土木・建築科	35	11	24						
4	大館情報	国際院	普通科	49	15	34	700点		250点	200点	120点	130点
4	1	子 阮 1)	国際情報科	53	16	37	700点		250点	200点	120点	130点
			普通科	120	24	96	700点		275点	195点	150点	80点
5	秋田	北 鷹	生物資源科	35	7	28	700点		275点	195点	150点	80点
			緑地環境科	35	7	28	700,50		215点	130/5	130/55	00/A
6	能	代	普通科	195	30	165	950点		400点	145点	90点	315点
	HE.	14	理数科	190	30	103	950 /5		400点	140/5	30 A.	313点
			普通科	115	35	80	750点		250点	220点	100点	180点
7	能代	松 陽	国際コミュニケーション科	110	30	80	750,55		250点	220 M	100,55	100/50
			情報ビジネス科	70	35	35	750点		250点	220点	100点	180点
			機械科									
	Ale.	115	電気科	105	32	73	1000点		500点	250点	150点	100点
8	能 科 学	代 技 術	建設科									
	111 7	J.C. PIT	生物資源科	70	21	49	1000点		500点	250点	150点	100点
			生活福祉科	70	21	49	10001		200点	200 A	100点	100点
		県	北 計	1,447	337	1,110						

<sup>(</sup>注1) 大館国際情報学院高等学校の普通科及び国際情報科の募集定員は、大館国際情報学院中学校の生徒の進路確定状況により変動する。なお、確定後の特色選抜及び一般選抜の募集人員は令和7年11月28日に、大館国際情報学院高等学校のホームページに掲載する。

<sup>※</sup> 特色選抜の配点等の「条件」の欄は、出願の条件の区分を示す。「活動報告書」の欄が空欄の学校については、「活動報告書」 の提出は不要である。

# 選抜別募集人員及び特色選抜の配点等

#### 全日制の課程

#### 【中央地区】

M	<b>办</b>		古生之日	選抜別募	- 集人員			特色選打	友の配点等		
No.	学校	学 科	募集定員	特色	一般	配点合計	条件※	学力検査	調査書	面接	活動報告書※
9	五 城 目	普通科	80	30	50	650点		250点	250点	150点	
10	男鹿海洋	海洋科	35	17	18	650点		250点	250点	150点	
10	光 庭 傅 任	食品科学科	35	17	18	点000点		230点	200点	130点	
11	男鹿工業	機械科	35	17	18	700点		250点	250点	150点	50点
11	力 庇 工 未	電気電子科	35	17	18	700,55		200,55	200,55	130,55	30点
12	秋 田 西	普通科	160	40	120	600点		250点	210点	50点	90点
		生物資源科	35	14	21			200 14	000 4		400 14
		環境土木科	35	14	21		1	600点	300点	$A \sim C$	100点
13	金足農業	食品流通科	35	14	21	1000点					
		造園緑地科	35	14	21		(2)	400点	200点	$A \sim C$	400点
		生活科学科	35	14	21						
14	秋 田	普通科	263	27	236	700点		350点	100点	150点	100点
14	77 Ш	理数科	200	21	250	700,55		330 M	100/5%	100///	100,55
15	秋 田 北	普通科	210	26	184	550点		250点	100点	100点	100点
16	秋 田 南 <sup>(注1)</sup>	普通科	130	24	106	600点		300点	100点	50点	150点
17	秋田中央	普通科	210	35	175	745点		250点	195点	100点	200点
18	新 屋	普通科	160	64	96	795点		250点	195点	150点	200点
		機械科	70	28	42						
		電気エネルギー科	35	14	21	1					
19	秋田工業	土木科	35	14	21	700点		250点	100点	250点	100点
		建築科	35	14	21						
		工業化学科	35	14	21						
21	秋田商業	商業科	210	84	126	700点		250点	100点	150点	200点
22	御所野学院 (注2)	普通科	56	16	40	1000点		250点	220点	180点	350点
23	本 荘	普通科	200	25	175	850点		400点	195点	150点	105点
		普通科									
24	由 利	理数科	150	40	110	550点		250点	100点	100点	100点
		国際科									
		機械科	35	14	21						
0.5	<b>山</b> 如 丁 李	電気科	35	14	21	750 15		050 #	105 =	155 15	150 =
25	由利工業	環境システム科	35	14	21	750点		250点	195点	155点	150点
		建築科	35	14	21	1					
26	矢 島	普通科	60	10	50	645点		500点	65点	80点	
07	# I	<b><u>你</u>人兴到</b>	100	40	70	000 F	1	250点	195点	150点	205点
27	西目	総合学科	120	48	72	800点	2	400点	220点	180点	
00	<i>l</i> → <i>t</i> n <i>t</i> n	普通科	70	15	55	650点		250点	300点	100点	
28	仁 賀 保	情報メディア科	35	10	25	650点		250点	300点	100点	
	中	央 計	2,779	772	2,007						

<sup>(</sup>注1) 秋田南高等学校の募集定員は、秋田南高等学校中等部の生徒の進路確定状況により変動する。なお、確定後の特色選抜及び 一般選抜の募集人員は令和7年11月28日に、秋田南高等学校のホームページに掲載する。

<sup>(</sup>注2) 御所野学院高等学校の募集定員は、御所野学院中学校の生徒を対象に学校が独自に実施する連携型中高一貫入学者選抜の状況により変動する。なお、確定後の特色選抜及び一般選抜の募集人員は令和8年1月30日に、御所野学院高等学校のホームページに掲載する。

<sup>※</sup> 特色選抜の配点等の「条件」の欄は、出願の条件の区分を示す。「活動報告書」の欄が空欄の学校については、「活動報告書」 の提出は不要である。

# 選抜別募集人員及び特色選抜の配点等

### 全日制の課程

#### 【県南地区】

M.	学校		曹集六县	選抜別募	享集人員	特色選抜の配点等				1	
No.	子仪	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	募集定員	特色	一般	配点合計	条件※	学力検査	調査書	面接	活動報告書※
29	西 仙 北	普通科	40	12	28	650点		250点	250点	150点	
		農業科学科	70	21	49		(1)	350点	230点	120点	
	大曲農業	食品科学科	35	11	24	700点		250円	230点	120,55	
30	八世辰未	園芸科学科	35	11	24	700点	(2)	250点	210点	120点	120点
		生活科学科	35	11	24		(2)	230点	210点	120点	120点
	太田分校	普通科	35	11	24	650点		250点	250点	150点	
31	大 曲	普通科	160	24	136	850点		400点	200点	100点	150点
31		商業科	35	14	21	850点		400点	200点	100点	150点
		機械科	35	7	28						
32	大曲工業	電気科	70	14	56	900点		500点	195点	100点	105点
		土木・建築科	35	7	28						
33	角 館	普通科	200	40	160	750点		250点	250点	100点	150点
34	六 郷	普通科 福祉科	75	15	60	500点		250点	230点	$A \sim C$	20点
		普通科					1	500点	200点	50点	50点
35	横手	理数科	210	21	189	800点	(2)	400点	200点	100点	100点
36	横手城南	普通科	140	28	112	700点		250点	195点	150点	105点
0.5	横手清陵学 院	普通科	51	15	36	750点		250点	195点	155点	150点
37	学 院	総合技術科	59	20	39	750点		250点	195点	155点	150点
00	-t-	普通科	40	10	30	650点		250点	195点	100点	105点
38	平 成	総合ビジネス科	35	10	25	650点		250点	195点	100点	105点
39	雄 物 川	普通科	70	28	42	800点		250点	250点	150点	150点
		総合学科	70	28	42	650点		250点	210点	100点	90点
40	増 田	曲 李利 兴利	٥٦	1.4	01	CEO ±	1	300点	200点	150点	
		農業科学科	35	14	21	650点	2	250点	210点	100点	90点
41	湯沢	普通科	175	30	145	900点		500点	200点	100点	100点
		理数科									,,,,,
		普通科	40	12	28	550点		250点	180点	120点	
42	湯沢翔北	総合ビジネス科	70	21	49	550点		250点	180点	120点	
		工業技術科	70	21	49	550点		250点	180点	120点	WILL
	雄勝校	普通科	40	4	36	620点		250点	220点	150点	選抜に関する参 考資料とする。
43	羽 後	普通科	70	35	35	650点		250点	250点	150点	
	県	南計	2,035	495	1,540						
$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{L}}}}$	県	合 計	6,261	1,604	4,657						

<sup>(</sup>注1) 横手清陵学院高等学校の普通科及び総合技術科の募集定員は、横手清陵学院中学校の生徒の進路確定状況により変動する。 なお、確定後の特色選抜及び一般選抜の募集人員は令和7年11月28日に、横手清陵学院高等学校のホームページに掲載する。

<sup>※</sup> 特色選抜の配点等の「条件」の欄は、出願の条件の区分を示す。「活動報告書」の欄が空欄の学校については、「活動報告書」 の提出は不要である。

# 選抜別募集人員及び特色選抜の配点等

#### 定時制の課程

N.	学	校	学	<b>4</b> 1	古生六日	選抜別募	· 集人員			特色選打	友の配点等		
No.	子	仪	子	科	募集定員	特色	一般	配点合計	条件※	学力検査	調査書	面接	活動報告書※
2	大 館	鳳鳴	普通科I部	(昼間の部)	35	5	30	700点		300点	250点	150点	
	岳)	È1)	普通科Ⅱ部	(夜間の部)	30	5	25	700点		200点	250点	150点	
6	能	代	普通科		35	5	30	1000点		500点	300点	200点	
	~! !		普通科I部	(午前の部)	70	10	60		1	250点	250点	250点	
20	秋田明徳館	普通科Ⅱ部	(午後の部)	35	5	30	750点	2	200点	250 A	200点		
	(注1)	普通科Ⅲ部	(夜間の部)	30	4	26		3	250点	195点	250点	55点	
23	本	荘	普通科		30	6	24	875点		500点	195点	180点	
33	角	館	普通科I部	(午前の部)	35	7	28	760点		500点	210点	50点	
33		È1)	普通科Ⅱ部	(午後の部)	30	6	24	760点		000点	210点	20点	
35	黄 手	手	普通科I部	(昼間の部)	35	4	31	850点		500点	250点	100点	選抜に関する参
33	岳)	È1)	普通科Ⅱ部	(夜間の部)	30	3	27	050点		500点	250点	100点	考資料とする。
県 合 計 395 60 335													

(注1) 次の高等学校の定時制の課程は、各部ごとに募集する。

<sup>※</sup> 特色選抜の配点等の「条件」の欄は、出願の条件の区分を示す。「活動報告書」の欄が空欄の学校については、「活動報告書」 の提出は不要である。

# 2次募集における作文及び実技

### 全日制の課程

#### 【県北地区】

No.	学	校	学	科	作文	実技
1	鹿	角	普通科			
1	庇	円	産業工労	赵科		
2	_L &±	同响	普通科			
4	大館	馬·馬	理数科		]	
			普通科			
			生活科学	2科	]	
3	大館	桂桜	機械科			
			電気科			
			土木・延	<b>建築科</b>		
4	大館国際 情報学院		普通科			
4			国際情幸	<b>B科</b>		
			普通科			
5	秋田北鷹	生物資源	原科			
			緑地環境	<b>急科</b>		
6	能 代		普通科			
0	担比	14	理数科			
			普通科			
7	能代	松陽	国際コミュニ	ケーション科		
			情報ビジ	ブネス科		
			機械科			
	44	715	電気科			
8	能  科学	代 技術	建設科			
	1117	12 111	生物資源	原科		
			生活福祉	上科	]	

### 【中央地区】

No.	学 校	学 科	作文	実技
9	五 城 目	普通科		
10	男鹿海洋	海洋科		
10	)	食品科学科		
11	男鹿工業	機械科		
111	为胚上未	電気電子科		
12	秋田西	普通科		
	13 金足農業	生物資源科		
		環境土木科		
13		食品流通科		
		造園緑地科		
		生活科学科		
14	秋 田	普通科		
14	1X III	理数科		
15	秋田北	普通科		
16	秋田南	普通科		
17	秋田中央	普通科		
18	新 屋	普通科		

# 

No.	学	校	学	科	作文	実技
			機械科			
			電気エネ	ルギー科		
19	秋田	工業	土木科			
			建築科			
			工業化学	科		
21	秋田	商業	商業科			
22	御所!	野学院	普通科			
23	本	荘	普通科			
			普通科			
24	由	利	理数科			
			国際科			
			機械科			
25	占和工业	電気科				
	由利工業		環境シス	、テム科		
			建築科			
26	矢	島	普通科			
27	西	目	総合学科	ł		
28	<i>k</i> — >	妇,但	普通科			
40	仁 賀 保	情報メデ	ディア科			

# 定時制の課程

No.	学	校	学	科	作文	実技
	上台	自由国	普通科	I部	0	
2	大館鳳鳴		百週件	Ⅱ部	0	
6	能	代	普通科			
				I部		
20	秋田明徳館		普通科	Ⅱ部		
				Ⅲ部		
23	本	荘	普通科		0	
33	角	館	普通科	I部	0	
55	円	占	日旭竹	II部	0	
35	横	手	普通科	I部	0	
	1円	7-	日週竹	Ⅱ部	0	

### 【県南地区】

No.	学	校	学	科	作文	実技
29	西仙	北	普通科			
			農業科学	:科		
	<b>上</b> 曲	由坐	食品科学	:科		
30	大曲農業		園芸科学	:科		
			生活科学	:科		
	太田分	<b>}</b> 校	普通科			
21	+	#h	普通科			
31	大 曲	Щ	商業科			
			機械科			
32	大曲コ	【業	電気科			
			土木・建	築科		
33	角	館	普通科			
24	六	郷	普通科			
34	/\	加	福祉科			
or.	横	手	普通科			
35	供	于	理数科			
36	横手城	成南	普通科			
37	横手清	青陵	普通科			
31	学	院	総合技術	科		
20	平	成	普通科			
100	7	ル	総合ビジ	ネス科		
39	雄 物	Ш	普通科			
40	増	田	総合学科			
40	垣	Ш	農業科学	:科		
41	湯	沢	普通科			
41	(勿)	1/1	理数科			
			普通科			
42	湯沢莉	羽北	総合ビジ	ネス科		
44			工業技術	科		
	雄勝	校	普通科			
43	羽	後	普通科			

#### **様式A** (A4-縦)

	1 学籍	<b>善等の記録</b>	È							
1	· h - si - t-					性別	卒業等			学校
	えりがな 名					生列	平未守 	令和	年	月卒業見込み・卒業
							志願校名			高等学校
1.	生年月日	平成	年	月	日生		受検番号	全・定		

- 1. to 41 W 4-1			
2 各教科の学習の記録			
	į	平気	È
教 科	1年	2年	3年
国 語			
社 会			
数  学			
理科			
外国語 (英語)			
小 計			
音楽			
美術			
保健体育			
技術・家庭			
小 計			
合 計			
調整評定値			
調整評定値の合計			
各教科の学習の特記事項			

4 特別活動の語	7録
項目	事実の記録
学級活動	
生徒会活動	
学校行事	

5	体育的・文化的・奉仕的活動等の記録
	III IA MA SAIDINA I ITTIVATIONA A SHORA

3	総合的な学習の時間の記録

6	出欠の	)記録	
学年	授業日数	欠席日数	欠席の主な理由
1			
2			
3			

6.0 10.0 3.00	7	その他の事項
---------------	---	--------

令和 年 月

日

学校名

校長名

記載者職氏名

学 力 検 査 の 得 点					
国 語	社 会	数 学	理科	英 語	合 計

令和7年9月12日

秋田県教育庁高校教育課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 TEL 018-860-5165 FAX 018-860-5808